

元琴情答申第1号
令和元年12月19日

琴平町議会議長 安川 稔 様

琴平町情報公開審査会
会長 宮本 和幸



答 申 書

貴職からの以下諮問に対し、当審査会は審議の結果、次のとおり答申する。

諮問事項

実施機関 議会

諮問日 令和元年10月25日(元琴議発第53号)

事件名 令和元年8月27日付元琴議発第33号による行政文書公開決定処分に関する件

第1 審査会の結論

実施機関が、令和元年8月27日付けで行った保有する文書の全部を公開することとした判断は妥当である。

第2 事案の概要

1 行政文書の公開請求

審査請求人は、琴平町情報公開条例(平成18年琴平町条例第2号。以下「情報公開条例」という。)第6条第1項の規定により、実施機関に対し、令和元年8月13日付けで、次の内容の行政文書(以下「本件対象文書」という。)の公開請求(以下、「本件請求」という。)を行った。

「琴平町水道事業会計決算書、同予算書、及び琴平町議会議事録に記載されている平成10年1月1日より水道料金を値上げした真実の理由。つまり、当時(平成5年度から平成12年度迄)の水道事業会計決算書及び、水道事業に係る議会議事録を全部公開し、平成6年度から9年度に掛け計上されている累積欠損金の発生理由を明らかにして、水道料金が引上げられた真実の理由を、包み隠さず、解り易く説明すること。」

2 実施機関の決定

実施機関は、本件請求に対し、令和元年8月27日付けで保有する文書の全部を公開する公開決定(以下「本件処分」という。)を行い、審査請求人に通知した。

3 審査請求

審査請求人は、本件処分を不服として、令和元年9月2日、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第19条第1項の規定に基づき、実施機関に対して審査請求を行った。

第3 審査請求の内容等

1 審査請求の趣旨

審査請求の趣旨は、本件処分で公開された文書以外の本件対象文書の全ての公開及び本件処分に至った根拠の提示を求めるものである。

2 審査請求の理由

審査請求の理由は、提出された審査請求書を要約すると、概ね次のとおりである。

- (1) 多額の累積欠損金の発生原因を特定し得る文書が公開されていない。
- (2) 本件処分で公開された文書について、何故これらの文書を選択したのかという根拠が示されていない。
- (3) 本件請求の真意は「累積欠損金の発生原因の特定」であり、それに対して本件処分ですべて公開としながら、それを特定し得る文書が含まれていないことは、実施機関は「累積欠損金の発生原因」を既に特定しており、その上で隠蔽しているとした判断できない。

第4 実施機関の説明の要旨

本件処分に関する実施機関から提出された弁明書及び当審査会における理由説明を要約すると、実施機関の説明は概ね以下のとおりである。

実施機関は、保有している文書を審査請求人が指定した範囲で全部公開している。

審査請求人が求めている「水道料金を値上げした真実の理由」及び「累積欠損金の発生理由」が分かる文書についても、本件処分ですべて公開した行政文書以外には保有しておらず、かかる文書から読み取るしかない。

よって、本件処分は妥当であり、審査請求は棄却されるべきである。

第5 審査会の判断の理由

1 争点

審査請求人及び実施機関の主張によれば、本件処分ですべて公開した文書以外に実施機関は本件対象文書を保有していないとした判断の妥当性が争点となる。

2 本件処分ですべて公開した文書以外に実施機関は本件対象文書を保有していないとした判断の妥当性について

- (1) 審査請求人は、当審査会における意見陳述において、本件請求にかかる行政文書は実施機関が本件処分ですべて公開した文書以外には存在しないことを認めている。そこで、当審査会として、実施機関が本件処分ですべて公開した文書以外の本件対象文書を保有していないとした判断の妥当性について検討する。
- (2) 本件請求のうち「平成10年1月1日より水道料金を値上げした真実の理由」につ

いては、本件処分で公開された「平成9年9月定例会 琴平町水道事業給水条例の全部を改正する条例 案」の提案理由部分、「平成9年9月定例会 琴平町議会会議録（提案理由）」の発言部分及び「平成9年9月定例会 琴平町議会会議録（委員長報告）」の発言部分等に記載がある。また、本件請求のうち「累積欠損金の発生理由」については、前述の「平成9年9月定例会 琴平町議会会議録（委員長報告）」の発言部分等に記載がある。

そして、本件処分で公開された文書以外の本件対象文書の作成・取得について、実施機関に法令上、例規上義務付けられているとは認められない。また、本件処分
で公開した文書以外に本件対象文書は存在しないとする実施機関の説明が不自然・不合理であるとも認められない。

(3) よって、本件処分で公開した文書以外に実施機関は本件対象文書を保有していないとした判断は妥当である。

3 審査請求人のその他の主張について

審査請求人は、反論書において、実施機関に行政文書の公開を超えて特定の見解を求めようとしている。しかし、情報公開条例は、実施機関に行政文書の公開を請求する権利を認めているにすぎず、それを超えて特定の見解を求める権利まで認めているものではない。

その他、審査請求人は、反論書において縷々主張するが、いずれも情報公開に直接関係せず当審査会で審議すべき事項ではなく、当審査会の上記の判断を左右するものではない。

4 結論

当審査会は「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

第6 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査・審議を行った。

- (1) 令和元年10月25日 諮問（元琴議発第53号）の受理
- (2) 同年11月27日 審議

以上